

## 令和2年度 第1回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 令和2年8月27日（木）13時30分～  
場 所 県庁西庁舎1階 111号会議室

### 1 開 会

#### ○事務局

本日は、大変お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、建設技監の田中衛より、ごあいさつ申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○田中建設技監

本日の令和2年度第1回長野県公共事業評価監視委員会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、猛暑の中、ご多用の中、この委員会にご参加いただき、どうもありがとうございます。今年度の委員の改選に当たり、10名の皆様に委員の就任をお願いしたところ、皆様に快くお引受けいただき、どうもありがとうございます。また、今年度から熊谷委員、そして新宅委員に新たに参加していただいております。引き続きの皆様も含めて、この委員会の活動をよろしく願いたします。

さて本県では、昨年の中日本台風を引き続きまして、この7月豪雨でも非常に大きな災害が発生しました。主に、この災害は、中南信の地域で発生しましたけれども、県としては、一日も早い復旧に向けて努力してまいりたいと思います。こういった自然災害を受けるにつきまして、改めて防災・減災、そして県土の強靱化を進めていかなければならないと、県でも感じているところでございます。

さて県内では、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光をはじめ県内の産業は大きな打撃を受けております。そのような中で、災害復旧の事業であるとか、あるいは公共事業は、県民の安全・安心を守るという観点で業務を継続しなければならないということで、コロナ禍でもしっかりと事業を推進してきたところでございます。今後は、コロナ後の社会を見据えて、県全体の生活・経済の回復を進めるために、観光地の安全対策とか、農林業等の産業振興、地域活性化につながるような公共事業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

こういった公共事業を進めていくためには、限られた財源を効率的かつ重点的に使うことが重要になってきます。また、その事業を実施するに当たっても、透明性を確保することが不可欠でございます。県では、こういった事業を進めるに当たっ

て、着手する段階、そして完了後までの各段階において公共事業評価を実施して、その結果を公表してきております。この評価が客観的、透明性の高いものとなるよう、評価監視委員の皆様それぞれの立場から様々なご意見をいただければと思います。その意見を公共事業の実施に反映させていきたいと思っております。

本日は、リモート参加で2名の委員の皆様に参加いただいております。今年度は、新型コロナウイルスの感染防止にも配慮しつつ、審議方法等も検討しながらの開催となりますが、半年にわたる審議が充実するものとなるようにご協力をお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

ありがとうございました。ここで、建設技監は所用がございまして、退席させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

### 3 委員紹介

#### ○事務局

申し遅れましたけれども、私は本日の司会進行を務めます、建設部技術管理室で主任専門指導員をしております小松と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより次第に従いまして委員会を進めさせていただきますが、その前に1点だけ、ご報告をさせていただきますと思います。

資料の確認の前で恐縮なんですけど、お手元の資料の、資料1の4ページをお開きいただきたいと思います。長野県附属機関条例についてというペーパーがついているかと思ひます。よろしいですか。

実は昨年度まで、この委員会につきましては、この委員会独自の設置要綱に基づいて組織・運営をしてきておりましたけれども、この4月1日に、ご覧いただいている資料の長野県附属機関条例というのが制定されまして、そこに表がついておりますけれども、他の審議会等々と横並びで、この条例に基づく県の附属機関というような位置づけに変わっております。

条例の全文につきましては、資料の参考資料についておりますので、また時間があつたらご覧いただきたいと思いますけれども、特段、この委員会に願ひする内容等につきましては変わるものではございませんので、そういった形で、位置づけが変わつたということでご承知をいただければというふうに思ひます。

それでは、本日は、今年度第1回目の委員会ということでございまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきますと思います。すみません、資料の2ページ目のところに、委員名簿をつけさせていただきます。五十音順で表記させていただきますが、私のほうから順次ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、NPO法人やまぼうし自然学校代表理事の加々美貴代様でございます。本日はリモートでご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、屋代木材株式会社取締役社長の北村洋子様でございます。本日はご出席いただけるということでご連絡をいただいております。

続きまして、弁護士の久保田明雄様でございます。

続きまして、長野大学環境ツーリズム学部教授の熊谷圭介様でございます。

続きまして、NPO法人長野県介護支援専門員協会会長の小林広美様でございます。

それから、本日、ご欠席でございますけれども、長野工業高等専門学校准教授の酒井美月様にも委員をお願いしております。

続きまして、山地環境防災研究所研究員の島田千亜紀様でございます。本日、リモートでご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、軽井沢観光協会事務局次長の新宅弘恵様でございます。

それから、信州大学工学部准教授の高瀬達夫様でございます。

続きまして、豊野高等専修学校副校長、また長野工業高等専門学校の名誉教授の永藤壽宮様でございます。

続きまして、本日ご欠席でございますが、生坂村長の藤澤泰彦様にも委員のほうをお願いしております。

最後になりますが、佐久市長の柳田清二様でございます。

#### ○事務局

よろしくお願いいたします。以上、12名の皆様に委員をお願いしているということでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会でございますが、先ほどご紹介しました長野県附属機関条例の中で、委員の過半数に達していることで委員会が成立するという事になってございます。本日は、12名中、リモートでご参加いただいている委員の皆様を含めまして、10名の方にご出席をいただいておりますので、この会が成立しているということをご報告させていただきます。

#### 4 委員長を選出

#### ○事務局

それでは、続きまして、次第の4番目になりますが、委員長の選出をお願いしたいかと思っております。先ほど来、お話ししております長野県附属機関条例の中では、委員長は委員の皆様の中から互選により、また、委員長代理につきましては、委員長が指名するという事になってございます。

まず、委員長の選任について、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○久保田委員

永藤先生がいいと思います。

○事務局

ありがとうございます。ただいま久保田委員のほうから、永藤先生のほうにというご意見をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり 拍手)

永藤先生、よろしいでしょうか。

○永藤委員

はい。

○事務局

ありがとうございます。それでは、永藤委員に委員長をお引受けいただくというごことをお願いしたいと思います。それでは、永藤委員さん、すみません、委員長席のほうにお移りいただきたいと思います。

それでは、永藤委員長よりごあいさつをいただきますとともに、先ほどお話ししましたが、委員長代理につきましては、委員長が指名するということになってございますので、併せて委員長代理の指名のほうもお願いしたいと思います。それでは、先生、よろしくお願いいたします。

## 5 委員長あいさつ

○永藤委員長

昨年度より引き続きまして委員長を務めさせていただきます、永藤です。しっかり頑張りますので、どうかよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、また暑い中、お集りいただきまして本当に感謝しております。ありがとうございます。

毎年言っていることですが、公共事業は、一番大事な税金をもとに行っています。その実施過程における透明性を、一層、私たちは向上させる必要があると思っております。公共事業評価制度というのは、公共事業の効率化と重点化という観点におきまして、大変重要な役割、制度だと認識しております。このような観点から、第三者的な立場でチェックを行う評価監視委員会の役割は、とても重要であると思っております。

この度、また委員の皆さんのご協力をいただきながら意見書をまとめて、県民の期待に応えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永藤委員長

それでは、まず、委員長代理は、高瀬委員にお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

○事務局

それでは、議事のほうに入ってまいります。まず資料の確認をさせていただきますと思います。

会場にお越しいただいている委員の皆様には、お手元にファイルがございますし、リモートでご参加いただいている委員の皆様には、事前に資料を送付していると思いますので、そちらでご確認いただきたいと思います。

資料の内容といたしましては、本日の次第、それから委員さんの名簿と配席図、あとインデックスがついているかと思いますが、資料1、令和2年度公共事業評価について。資料2、令和2年度長野県公共事業新規評価（案）について。資料3、令和2年度長野県公共事業再評価（案）について。資料4、令和2年度長野県公共事業事後評価（案）について。それから資料5といたしまして、詳細審議箇所抽出（案）。その後ろに参考資料として、要綱・要領等をおつけしてございます。資料のほうよろしいでしょうか。不足のものがありませんでしたら、途中でも結構ですので、事務局にお声がけいただければと思います。

それでは、審議案件の全体の箇所を、今ほどの資料1の6ページのところに、A3・横でお示ししてございますので、こちらをまずご覧いただきたいと思います。

全体の進め方でございますけれども、開催通知の中でもお知らせをいたしました。例年、この1回目の監視委員会におきましては、この審議案件の全箇所についてご説明をさせていただいてきております。今年度につきましては、コロナウイルスの感染防止の観点もございまして、時間を短縮して開催させていただきたいということもありまして、事前に資料でお送りをさせていただきました。またその中にご質問等もいただいているところでございます。

本日の委員会につきましては、そのご質問への回答、それから各事業種類の中で、代表的な箇所について、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。今後の詳細審議対象箇所につきましては、一通り説明が終わった後、新規・再評価・事後評価、それぞれ抽出をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。以降の進行につきましては、永藤委員長のほうでお願いいたします。

## 6 議 事

### ○永藤委員長

まず、議事に入ります前に、運営要領の第4に基づく議事録署名委員を2名、指名させていただきたいと思います。

議事録署名委員は、県事務局が作成した議事録をチェックしていただいて、その内容に問題がなければ署名をしていただくものです。

今回は、北村委員は欠席されておりますので、久保田委員と小林委員にお願いしたいんですがよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

### (1) 令和2年度公共事業評価について

### ○永藤委員長

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。(1) 令和2年度公共事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

### ○青木技術管理室長

議事の1番、令和2年度公共事業評価についてということです。事務局の技術管理室長の青木謙通です。本年も引き続きよろしくお願いいたします。それでは、インデックスの資料1をお開きください。

そちらに公共事業評価の概要が記載されております。3番の公共事業評価の概念図というのを見てください。こちら、その上になります。事業着手前ということ、新規評価、事業をやっているところは再評価、事業終了後は事後評価ということで、この3段階において、1番の目的でございますけど、事業着手前から完了後までの各段階、3段階において、先ほど委員長さんも言われましたとおり、公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性を向上させるために、本評価を行っているところでございます。

具体的に言いますと、2ページ目をご覧ください。新規評価についてご説明をいたします。こちら、上の箱の中ですね、2番目でございますけれども、新規評価案の作成というものを各部局で作成させていただいております。その中で、各部局、農政・林務・建設等の各部局の中での公共事業評価委員会において、その部の評価案を作成いたします。その後、県の公共事業評価委員会において、県の対応方針案を決定し、今回、この右の四角、二重囲みでございますけれども、こちらの長野県公共事業評価監視委員会の意見をお聞きし、その意見に基づいて、左側ですけれども、再度、県の公共事業評価委員会において、対応方針を決定するということが、そちらの意見聴取ということになります。再度、決定した評価につきましては、部局長会議にて報告を行いまして、ホームページ等で公表させていただきます。

5番・6番、2ページ・3ページ目については、再評価と事後評価のフローでご

ざいまして、若干、違う部分もありますが、基本的には、現在、私が説明した新規評価の実施フローと内容的にも異なっておりませんので、それについては、ご確認をお願いしたいと思います。

次に5ページ目をお願いします。今回の公共事業評価のスケジュールでございますけれども、本日、第1回目の評価監視委員会を開催いたしまして、9月から12月までにおきまして、現場での現地調査を含めて、おおむね5回程度の委員会を開催し、年度内に県の対応方針の決めるということで、こちらに記載されているとおりでございます。

次に6ページ目をご覧ください。A3の横でございます。こちらに、先ほども申し上げました、新規評価・再評価・事後評価、3段階での箇所を一覧表で上げさせてもらっています。上段、新規評価の対象につきましては、総事業費が10億円以上のものでございます。

中ほど、再評価につきましては、今回、11か所を提示させてもらっております。再評価の該当項目ということで、ちょっと小さい字で恐縮ですが、2番目の一番下の欄、枠外ですが、該当項目ということで、①から⑤に例示してありますとおり、例えば①、事業採択後5年間を経過した後も未着工の事業という形で、こういう項目に該当すれば再評価になりますよということで、記載されております。こちらが再評価です。

最下段、事後評価についてです。本年度の事後評価については、対象箇所は事業が終わった箇所ということで、67か所ございました。この中から、公共事業評価実施要領別記1に記載されていますとおり、そちらに示した事業種類ごとに、事業費が大きい箇所、また所管事務所の事後評価の実績などを考慮し、今回はこちらに記載の10か所を選定させていただきました。

先ほど説明されましたが、参考資料といたしまして、1ページから6ページが長野県附属機関条例ということで記載しております。7ページ以降、それぞれ、要綱、こちらの設置要綱、運営要領、実施要項ということで、最終12ページまでが参考資料といたしまして、その関係の要綱・要領を記載しております。こちらの要綱・要領に従いまして、評価を実施してまいりたいと思っております。

それでは、各事業課のほうから、資料2から4に基づきまして、今後、説明をいただくこととなります。私の説明は以上でございます。

○永藤委員長

ただいまのご説明にご質問がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」という声あり)

- (2) 令和2年度公共事業新規評価について
- (3) 令和2年度公共事業再評価について
- (4) 令和2年度公共事業事後評価について

#### ○永藤委員長

それでは、これから各事業の説明をお願いしますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、新型コロナウイルスの感染防止の観点から時間を短縮して開催するため、委員の皆様にはもう既に事前に資料を配布していただいております。皆様におかれましては、既に資料をご確認されておりますので、本日は、各事業種類の代表的な箇所を数か所、説明してもらおうとします。よろしいでしょうか。

また、審議箇所を抽出する根拠を確認しておきたいのですが、お手元の資料の参考資料に、本委員会の設置要綱が添付されています。13ページをご覧ください。よろしいですか。

要綱の第2に「監視委員会の役割」の規定があります。ここに「監視委員会は、県が作成した新規評価、再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び新規評価案、再評価案及び事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象箇所を抽出する」とあります。

資料1の6ページのとおり、これだけの案件数ですと、全箇所を詳細に審議することは難しいため、詳細に審査する箇所を抽出したいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「結構です」という声あり)

では、まず、各課ごとの説明をお聞きし、説明後に、事前にいただいたご質問を含め、一括して質疑応答の時間を取るということはいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

また、抽出箇所については、全ての審議終了後に検討することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは、これから各事業の説明をお願いいたします。まず、河川課から説明をお願いいたします。説明時間は、おおむね5分以内でお願いいたします。

#### ○河川課

河川課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは資料2のP1-1、様式1-2をご覧ください。事業名が河川、一級河川片貝川、佐久市臼田でございます。

事業の目的でございますが、片貝川は、令和元年東日本台風の出水により流水があふれ、近隣住宅地において浸水被害が発生したため、河川改修と遊水地を整備することにより浸水被害を軽減させ、沿線住民の生命及び財産を守ることを目的としております。保全対象は氾濫区域内の人家と、国道141号・142号などの主要道路、

学校施設等でございます。

事業内容は、遊水地の設置3か所と、河川改修8kmでございます。これにより想定氾濫区域の家屋浸水被害を解消し、沿線住民の生命・財産を守るものでございます。

事業期間は、令和3年度から32年度までの30年間を予定しております。全体事業費は90億円で、費用の負担割合は、国50%、県50%でございます。費用対効果が9.0でございます。

右上の図面及び写真をご覧ください。片貝川は、佐久市の臼田から北に流れ、千曲川に合流する一級河川です。令和元年東日本台風時の洪水では、支川である大沢川との合流点、それからそれより下流で川から流水が溢水しまして、203戸の家屋が浸水被害を受けました。浸水被害を防止するため、まず片貝川と大沢川の沿線に遊水地を整備し、河川の洪水調節を行い、家屋の床上浸水被害の解消を図ります。その後、河川改修事業で川幅を拡幅し、床下浸水被害の軽減を図る計画であります。

周辺環境について説明いたします。①の歴史的経緯は記載のとおりでございます。②・③の地域からの要望や事業説明の経緯でございますが、毎年、地元区長及び佐久市千曲川水系河川整備促進期成同盟会から、河川改修事業の促進についての要望がございまして、県では、片貝川の河川改修を進めるため、各種調査、検討を行っており、北佐久圏域河川整備計画の策定を進めていくこととしております。

⑤の自然環境への配慮でございますが、河川改修の護岸については、自然環境への負荷をできるだけ低減できるよう、環境保全型護岸形式の採用を検討しております。また遊水地については、平時における有効活用を検討してまいります。

⑥の地域活性化への影響と配慮でございますが、本事業により、地域の治水安全度が向上し、地域の活性化が期待されます。

続きまして、次ページ、資料P1-2、様式1-3をお願いいたします。評価シートについてご説明いたします。まず必要性につきましては、保全対象となる公共施設数、農地面積がA評価であり、得点が75点となります。

重要性につきましては、被災履歴、交通影響等の位置づけにおいてA評価でございまして、得点が100点となります。

効率性につきましては、費用対効果はA評価でございますが、早期効果発現が20年以上のC評価のため、70点となります。

緊急性につきましては、近年の自然災害及び水防回数がA評価で、得点が80点となります。

計画の熟度につきましては、佐久市千曲川水系河川整備促進期成同盟会が組織され、事業目的について合意形成が図られていることから、75点となります。

以上から、総合評価において81点となり、A評価となっております。

恐縮ですが、資料P1-1へお戻りください。資料の左下、事業を所管する建設部公共事業評価委員会の意見及び長野県公共事業評価委員会の意見でございますが、片貝川は河川断面が狭く、過去に出水により家屋等の浸水被害が発生している。昭

和20年代から河川改修が行われているものの、大半の区間で流下能力が不足していることから、早期の整備が必要であり、事業着手が妥当と判断するというものがございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

続けてではなくて、一つ一つでよろしいですか、質問は。ではご質問、どうでしょうか。柳田委員、どうぞ。

○柳田委員

この片貝川は佐久市にありまして、先ほどの期成同盟会の会長は私が務めておりますので、事の次第は十分に承知をしておりますし、またこういった形で着手をしていくということで、この評価委員会にかけていただくということ、大変ありがとうございます。

地域の方にとりましても、先の台風19号におきましても、複数のお宅がこの河川の越水によりまして、レスキューが出動するなどをしまして救出されるなど、生命の危機にも及ぶような、そんな状況がありましたことから、大変に地域におきましても、事業への期待が高まっているというところがございます。これから様々な具体的な内容が出てこようかと思えますけれども、地域の首長という立場も含めて、私の立場でも、地域に、合意形成に努めていく考えでございますのでよろしくお願いいたします。

1点ですね、お尋ねしたいのは、私自身、遊水地の効果というのは感じておりますので、当然、同意をするわけでありませけれども、遊水地の行い方として、地役権設定と、買上げというものがあります。それぞれ特徴というものがあります。実は、これ、ご案内と思えますけれども、信濃川水系緊急治水対策5か年があります。これは、千曲川の沿線に45ヘクタールの遊水地があります。片や地役権、片や買上げというようなことは、地域にとっていろいろな、あそこは買った、ここは買わないということにもなり得るということについて、これは合意形成にも関わってくるお話だと思うんですが。現状においての決定はないとするならば、事の進め方としてどんなお考えでいるのか。願わくば、その千曲川の遊水地も県施工でありますので、その辺の調整なども、必ず一致しなければいけないというわけではないと思いますが、その辺は双方が承知をした上で事業を進めることが肝要と思いますが、その考え方について、お話をいただきたいと思えます。

○河川課

遊水地の設定についてでございますが、まず川の水位を下げる方策としまして、上流で水をためることによって、下流の川の水位を下げるのが遊水地の目的でございます。それに、川幅を広げて川の水位を下げると、この二本立てでやる計画でございます。

遊水地の考え方としまして、今、委員がおっしゃられたとおり、地役権方式としまして、ふだんは、買収をしないで、持ち主がそのまま活用をしていただいております。あるとき、洪水時には水をためるといふ地役権方式、それから買い上げまして河川施設とするという方式がございます。どちらの方法を採用するかというのは、主には、どれだけのその水の量が確保できるかということにかかってくるかと思っております。現在、ここの片貝川につきましては、川の形状が掘り込み形状なものですから、遊水地を掘り込んで容量を確保することが望ましいというふうに考えております。そうしますと、買収させていただいて、用地を確保してというのが、効率的に水がためられるのではないかとこのように考えております。

一方で、千曲川の部分は、堤防を乗り越えてある程度の土地を確保しまして、周囲堤というか、あふれないような堤防をしますと、ふだん、掘り込みをしないで今の現状の地盤の高さをそのまま有効活用できるものですから、田んぼなり畑にそのまま使って持てるという利点がありますので、そういったことでどちらを採用するかというふうになってきます。

どちらの遊水地も、今、測量ですとか詳細設計をやっておるところですので、詳細が決まりましたら地元のほうにお話をさせていただいて、理解を得るような考え方であります。以上でございます。

○永藤委員長

柳田委員、どうぞ。

○柳田委員

分かりました。今後、決定がなされていく形の中で、努力をしていきたいと思っております。

加えて、この遊水地をセットする場合に、比較的この傾斜というんですかね、この傾きですよね。傾きが大きければ大きいほど、取水が広がるというんですかね、というふうに聞いています。

この片貝川、あるいは支流となった場合は、片貝川本流とか支流であると、かなり斜度が急ですよね、急なんです。そうなってくると、この遊水地というのは、それほど大きな規模ではないとすると、取水をこう、何というんですかね、誘導する方法として技術的課題はないのか、この技術面として、少し説明を加えていただけたら大変ありがたいと思っております。

○河川課

今、遊水地、3か所ほどで、下流の水位低下する容量というのをある程度つかんでおるんですけれども、具体的な場所というのは、ちょっとまだ、今、ここに書いてある、合流点付近でいい場所を探しまして、そこで詳細設計をするんですけれども。どうしてもその支流が急勾配で入ってきまして、片貝川が合流するところであ

ふれてしまっているものですから、そこをうまく使いまして、そのあふれた水をどこかへためられないかという観点で、適地と、それから今言った取水の方法ですね。それからたまった水をどうやってまた川に戻すのかというようなところが、現実的な課題となりまして、これから詳細に設計をしたり、場合によっては模型実験等をやりたいなというふうに考えているところでございます。

○柳田委員

はい、分かりました。

○永藤委員長

ありがとうございました。ここで河川課の説明が終わりました。本日説明がなかった再評価の6番も、河川事業の東御市の田中の河川課の対象事業となっておりますので、こちらのご質問を受けますので、お願いいたします。質疑応答の時間は6分程度ですが、よろしくお願いいたします。どうでしょうか。

では、すみません、私からでよろしいでしょうか。P6-4のところなんですけれども。内容がよく分かっていないものですから基本的な、基礎的な質問で申し訳ありません。上の表に、既設の水路下のバイパスの水路案というのと、それからその右岸側のバイパス水路案とこうあって、だんだん変わっていったというのが書いてありますよね。

その下の図の、いろいろここに、既設水路下バイパス水路案とこう書いてあるんですが。この上の図とこの下の図の関係がよく分からなくて、どういうふうなことで上の図と下の図が関連しているのかがちょっと理解できなかったもので、ご説明をお願いしたいと思います。

○河川課

一級河川の求女川につきまして、これも川の断面が足りないものですから、水位を低下させるために、断面を拡幅する必要があります。その中で、今、現況の川が、しなの鉄道の線路の下を小さなBOXで流れています。ここの部分を広げて断面を確保する必要があるわけですが、今現在のそのBOXが、写真の②・③についておりますとおり、アーチ型水路で、歴史的構造物、これを壊して新たに大きくするというのはちょっといかがなものかということで、これをそのまま残して、バイパス水路として、この水路と、もう1本、穴を空けたいという計画にしております。

今までは、この水路の下に、地下にもう1本、2階建てのようなイメージでバイパス水路を入れる計画でした。それから検討する中で、2階建てじゃなくて、横に回してもいいんじゃないかと。その部分で詳細調査をする中で、どちらが有利か、経済的に安いかという検討をした結果、2階建て案よりは、右側にもう1本、同じように水路を回して、下流で合流させるのがいいではないかという検討を進めてき

ているという説明でございます。

○永藤委員長

分かりました。それでその下の図でありますとおり、その黄色い部分が、要するにそれでカバーするところということによろしいんですか、一番下のところ。流量の関係。

○河川課

一番下の、黄色が、今、現況の水路でして、それを分化する形で、この図面という、上側のほうにもう1本新たに空けて2本でいくと、2本で考えてもできるというイメージを検討しているというものでございます。

○永藤委員長

分かりました、ありがとうございました。ほかに、皆さん、ご質問はいかがでしょうか。はい、高瀬委員。

○高瀬委員

今の説明の中で、この再評価で、前回からの増加額が4億7,000万円ぐらいあるんですけども、これはどこの、何の費用としてですか。

○河川課

前回の再評価のときに、2階建て案としまして、概算工事費、約2億7,000万円ほどでできるのではないかというもので見込んでいたんですけども、詳細な設計をしますと、どうもそれでは収まらないということが判明しました。特に必要になってきた金が増えているという部分につきましては、薬液注入をしたり、それから鉄道施設の近接の工事になりますので、鉄道事業者への委託費用等が増えているということで、当時、約2億7,000万円が終わるといものが6億1,000万円ほどというふうに、事業費が増えているというものでございます。

○高瀬委員

結果的にはその右側のほうが安く上がるというのは、単に増える額がちょっと抑えられるという、そういう解釈ですか。

○河川課

小さくなると、そういうことでございます。

○高瀬委員

減らすことができるわけじゃないですね。

○河川課

そうです、はい。

○高瀬委員

分かりました。

○永藤委員長

ほかにご質問はないでしょうか。はい、それではありがとうございました。

○河川課

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

続きましては、都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。説明時間は、おおむね1か所当たり5分以内でお願いいたします。

○都市・まちづくり課

都市・まちづくり課の企画幹、竹内と申します。それでは着座にて説明をさせていただきます。都市・まちづくり課の案件、新規1件、再評価1件ということで、2件ございますので、まず続けて説明をさせていただきます。

それでは資料2、P4-1をご覧ください。本事業は、都市公園事業として、松本平広域公園陸上競技場を建て替えるものになります。

事業目的ですが、松本平広域公園の陸上競技場は、令和9年開催予定の第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会において、開・閉会式及び陸上競技の会場に予定されております。現競技場は、県内唯一の陸上競技連盟第1種公認競技場となっておりますけれども、空港に隣接するという立地条件などから、第1種公認基本仕様を十分に満たしておりません。また、建設から40年以上を経ており、老朽化が進むとともにバリアフリー対応にも課題があり、競技場の利用者から競技面や運営面などから改善を求められております。

陸上競技場の整備方針につきましては、検討の結果、長軸を南北方向にした上で、現在の位置に建て替えが最適と判断しており、施設整備をすることで、施設利用者の安全性・利便性を確保するとともに、県内の陸上競技力の向上を図るものであります。受益対象ですが、団体・個人を含め年間605件、約7万8,000人の施設利用者があります。

事業内容は、陸上競技場の建て替えとして、3万7,200㎡を整備するものです。事業期間は、2021年度から2025年度までの5年間、全体事業費は130億円を予定しております。

事業効果ですが、直接的効果として、日本陸上競技選手権大会や国体等を開催できる第1種公認競技場の認定、バリアフリーに対応した施設を有することで、県内の陸上競技力の向上が見込まれます。また、間接的効果としては、競技場を活用した地域間交流の促進や、他県の競技関係者を招いた交流の促進などが見込まれております。

続きまして、右上の図面・写真をご覧ください。本事業箇所的位置ですが、位置図の赤線でお示しした箇所となります。信州まつもと空港の西側に位置しており、周辺には、補助競技場や体育館、テニスコート、サッカー場などが整備されております。完成予想図にもお示しするとおり、現在の競技場とほぼ同じ位置に整備し、機能、景観面でも、周辺施設と調和が図れる施設としてまいります。

右下の事業周辺環境をご覧ください。主要な部分についてご説明いたします。①ですが、現競技場は、昭和53年開催の「やまびこ国体」の競技会場として整備され、県内唯一の第1種公認競技場として幅広く利用されてきました。しかし、老朽化、バリアフリーの課題と立地条件から、公認基本仕様を満足しておらず、利用者からの改善を求められています。令和9年には、国民体育大会及び障害者スポーツ大会の開催が予定されており、陸上競技場の重要性は高くなっております。

③ですが、陸上競技場の整備方針として、改修案、建替案、新設案の3案を検討しており、性能、周辺の影響、コストなどから、建替案がもっとも優れると判断し、令和元年11月22日の記者会見及びプレスリリース等で広く公表をいたしました。

④ですが、現競技場は、平成26年度に策定した長野県公園施設長寿命化計画においても、全体的に老朽化が進行し、更新、改築について緊急度の高い施設として位置づけられております。

続きまして、P4-2、評価シートについてご説明をいたします。必要性の項目につきまして、現競技場の年間稼働率や、県内にほかに第1種公認競技場がなく、代替施設が確保できない点、高齢者や身体障害者のための大会が開催できる点、また小中高生のための大会が開催できる、関係機関との連携を図れるといった施設であることから、100点と評価しております。

重要性につきましては、「しあわせ信州創造プラン2.0」に位置づけられる国家的なイベントの開催を控えていること。長野県広域受援計画で広域防災拠点に位置づけられる公園で緊急時の避難拠点として活用が見込まれることから、85点と評価しております。

効率性につきましては、費用便益が1.33であること、事業期間が5年間であることなどから、70点と評価をしております。

緊急性につきましては、国民体育大会及び障害者スポーツ大会の開催が令和9年に予定されており、前年にリハーサル大会で施設利用が決まっていること、現況施設のバリアフリー対策が不十分であることなどから、75点と評価をしております。

計画熟度につきましては、記者会見等々で陸上競技場の整備方針につきまして広く公表したこと。また、施設の主な利用者である陸上関係者、総括する競技団体等

から強く要望があること。また、本施設が所在する地元3地区との合意が得られていることなどから、85点と評価をしております。

以上から、総合評価におきまして86点となりまして、A評価となっております。

P4-1にお戻りください。資料左下、建設部公共事業評価委員会の意見は、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会において、開・閉会式及び陸上競技会場に予定されていることから重要度は高い。また、現施設の老朽化やバリアフリー対応に課題があることから緊急性も高い。このため、事業着手が妥当と判断するものであります。

また、長野県公共事業評価委員会の意見として、建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断するものであります。説明は以上になります。

続けて、出川双葉線の再評価につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の資料3、P10-1をご覧ください。街路事業、都市計画道路出川双葉線は、松本市出川～双葉の地点であります。

全体計画の概要ですが、計画延長は348m、全体幅員は16mです。採択年度は平成19年度、完成年度は、現計画では令和2年度ですが、再評価によりまして事業期間を延長し、令和8年度としたいものです。

全体事業費は70億円、令和3年度以降の残事業費は49億2,200万円です。令和2年度末の事業進捗率は29.7%、用地の進捗率は90.6%です。全体事業費につきましては、今回は、変更はございません。

評価対象事業事由は、その他必要と認められる事業であります。その理由としましては、再評価実施後、5年を経過していないが、5年経過が確実な事業ということになります。

資料の左下の再評価の判断根拠、費用対効果をご覧ください。事業全体は1.26、残事業は2.04であります。

P10-2をご覧ください。松本市中心部における幹線道路網は、左の図面のとおり、国道19号や都市計画道路小池平田線などが南北の交通ネットワークを担っており、これらの南北の道路を結ぶ東西の幹線道路は、鉄道立体交差が進められてきております。本評価の対象となっております出川双葉線につきましては、図面下側の赤く着色した部分であります。JR南松本駅を中心とした地域の主要な道路を形成する鉄道立体化事業です。

JR南松本駅を中心とした地域の概要につきましては、右側の概要図をご覧ください。南松本団地や出川団地など住宅団地が多く、指定避難所である松南地区公民館や防災拠点である南部公園など、公共施設が点在しております。また大型ショッピングセンターがあり、南松本地区の中心部を形成しております。

資料のP10-3をご覧ください。再評価の要因について、ご説明いたします。資料の右下をご覧ください。事業地周辺の航空写真を添付してございます。写真の破線が本事業区間を示しており、写真右側の50m区間は、松本市で実施した小池平田線の整備に合わせ工事を実施しております。未整備区間が298m残っておりまして、

そのうち240m区間がアンダーパスの区間となっております。

資料上段の工程表をご覧ください。当初計画を黒、現計画を青、変更計画を赤で示しております。平成21年度より用地補償を進めておりましたが、一部地権者への土地買収単価や、建物補償額算定の説明及び代替地の確保に時間を要していました。

また、未整備区間はアンダーパスとなっております、事業用地を確保しなければこのアンダーパス工事に着手できないため、工事の着工は、用地補償が完了後としております。

さらに、当該箇所は埋蔵文化財包蔵地となっております、用地補償完了後に埋蔵文化財調査が必要となります。

以上のことから、用地補償の完了を令和3年度とし、埋蔵文化財調査を令和4年度に行い、令和5年度から令和8年度にかけて工事を行う予定としております。

P10-1にお戻りいただきたいと思えます。資料左側の中段の建設部公共事業評価委員会の意見ですが、鉄道を立体化することで危険な踏切を除却し、交通渋滞の解消や快適な歩行空間の確保を図り、都市機能誘導区域である南松本駅周辺地区の活性化に寄与することから、「継続」とすることが妥当と判断するものであります。

長野県公共事業評価委員会の意見ですけれども、建設部公共事業評価委員会の意見が妥当と判断するものでございます。

以上を踏まえまして、本事業につきまして、再評価案は「継続」でございまして、説明は以上となります。

#### ○永藤委員長

ここで都市・まちづくり課の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思えます。なお、本日説明がなかった新規評価の3番、街路事業、岡谷市川岸も、都市・まちづくり課の対象事業となっております。

また、久保田委員より事前にご質問を受けておりますので、まず最初に、事前にいただいたご質問の回答を、都市・まちづくり課より説明し、その後、対象事業の全箇所、3か所のご質問を受けますのでお願いいたします。質疑応答の時間は9分程度でお願いいたします。それでは、最初に、事前にいただいたご質問の回答を、都市・まちづくり課よりお願いいたします。

#### ○都市・まちづくり課

あらかじめ、松本平広域公園の陸上競技場に関しまして、久保田委員様より、ご質問をいただいております。回答させていただきます。

現競技場の第1種公認基本仕様について、松本空港に隣接していることから満たせていない仕様とは、具体的にはどのようなことかというご質問をいただいております。

現在の競技場につきましては、昭和52年に完成をしておりますけれども、日本陸上競技連盟の第1種公認基本仕様は平成6年に制定されておりました、したがいま

して、現状では、メインスタンドの屋根と夜間照明の照度について、基本仕様を満たしていないという状況です。

具体的には、公認仕様でいきますと、メインスタンドの屋根が7,000人程度を覆えるような構造なのに対しまして、現在の施設は500人程度となっております。夜間の照明の照度につきましては、公認の基本仕様が平均1,000ルクス必要なのに対しまして、現在の施設の夜間照明の照度が31ルクスとなっております。

また、仮に現施設で基本仕様に基づいて屋根や照明を設置した場合、航空法の高さ制限を超えてしまって、それが設けられないということです。事前にいただきましたご質問に対しては、以上、回答となります。

○永藤委員長

ありがとうございます。次に、その他のご質問を受けますので、お願いいたします。ご質問はありませんか、はい、高瀬委員。

○高瀬委員

今のその第1種公認仕様というものを満たすように、今回、7,000席を想定しているんですか。

○都市・まちづくり課

はい、そうです。今回は、観客席は1万5,000人の観客席を確保しまして、それを覆う屋根については、7,000人程度を覆えるような構造を考えております。

○高瀬委員

1万5,000人という数字は、何を基準にされているんですか。

○都市・まちづくり課

その第1種公認仕様の観客席数が・・・

○高瀬委員

1万5,000人で、そのうちの屋根が・・・

○都市・まちづくり課

屋根の部分が7,000人という仕様でございます。

○高瀬委員

それありきでつくっているんですけれども、その、多分、年間稼働ってどれぐらいあるものなんですか。普通の競技場は、確かにこれは95.1%ですけれども、1万5,000人の、それだけのキャパを、一体、年間、そんな数があることがあるんです

か。

○都市・まちづくり課

フルで使うとなると、全国規模の大きな大会ということになろうかと思えますけれども。現状では、稼働率は95%程度なんですけど、そのうち、そういった大会がどれくらいあるかという、なかなかちょっと、そこまで大きな大会はめったにはないということになろうかと思えますけれども。

○高瀬委員

そこら辺、難しいところでしょうね。

○永藤委員長

高瀬委員、よろしいでしょうか。はい、ほかにご質問はありますでしょうか。はい、では熊谷委員。

○熊谷委員

ご説明ありがとうございます。観客数が少し増えるということも、今、ご説明をお聞きしたんですけれども。特に日曜日とか、隣接するサッカーの試合があるときなんかは、結構、交通渋滞とか、交通の問題が発生することが多いかと思うんですが。駐車場とかのほうですとか、あるいは交通処理などについては、考えられておられるということでしょうか。

○都市・まちづくり課

お答えをいたします。駐車場が足りないのではないかというご質問でございますけれども、ただいま基本設計を進めておりまして、その中で駐車場の再配置についても検討させていただく予定でございます。足りないということであれば、公園の中で新たな駐車場の整備ということも検討をさせていただきたいと考えてございます。

あと周辺交通につきましては、国体時の輸送計画について情報を持ってございません。したがって、これからの調整ということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

ありがとうございました。柳田委員、どうぞ。

○柳田委員

今の、利用頻度の話が出ましたけれども、その回数も必要だと思いますけれども、第1種でないといけないものというものがあれば、説明をしてもらいたいと思いま

す。

○都市・まちづくり課

お答えをいたします。第1種公認でないと開催できない大会は、というご質問でございます。第1種公認でないと開催できない大会は、国体、あと日本陸連が主催をいたします選手権大会で、いわゆる全国レベルの大会でございます。第2種公認以降は、いわゆる地方レベルの大会になってまいりますので、国体を開催するためには、第1種公認でないとできないということになります。以上です。

○永藤委員長

はい、続けて柳田委員。

○柳田委員

県内唯一の第1種公認陸上競技場ということについては、その意味があると思います。これが失われると、県内ではそういう大会が開催できないということになりますので、その必要性については認められるのではないかなと思います。

一方、この会議につきまして、利用頻度は必ず問われる質問です。これについて説明がなされないというのは、説明が不足していますので、委員長さんのもとで、その資料についての請求をお願いしたいと思います。

○永藤委員長

はい、ではその点、よろしいでしょうか。はい、では要求した資料を提出してください。よろしく願いいたします。

ほかにご質問はありますでしょうか。では島田委員、どうぞ。

○島田委員

すみません、先ほどから施設の稼働率、利用ということでお話が上がっているんですけども。例えばその建て替えに伴って、例えばなんですけれども、観客席の下の空間というのを有効利用するような考え方とか。私なんかは、マイナースポーツなんですけれども、スカッシュというスポーツをずっと10年間やっていて、そういうコートがとても少ないので、率直に今の建て替えの話を聞いたときに、あっ、スカッシュコートも設置してほしいなんていうふうに思ったんですけども。そういった建て替えに伴って、スポーツ振興に資するようなアイデアというのが、松本市民の方たちや県民の方たちにお伺いすれば、たくさん出てくるような気がするんですけども。そうすると稼働率とかも高まっていくような要因になってくると思うんですけども、そういった取組というのはされていますか。

○都市・まちづくり課

お答えをいたします。まず、そのメインスタンドの中にこういった部屋を備えなければいけないのか、これ、諸室というんですけれども、そういったものは全て第1種公認基本仕様の中で定められております。つまり必要最低限の部屋を備えたメインスタンドであり、バックスタンドで整備をしたいというふうに考えてございます。

それと、スポーツ振興の観点で、こういったものが必要じゃないかというご意見もいただいていることは事実でございます。しかし、その競技をどこでやるべきかという点につきましては、スポーツ振興の観点からも、所管をしますスポーツ課と連携を図りながら、調整をしまいたいというふうに考えております。以上です。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。

○島田委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

ほかにご質問がなければ次に移りたいんですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、道路建設課から説明をお願いいたします。説明時間は、おおむね1か所当たり5分以内でお願いいたします。

○道路建設課

道路建設課企画幹の胡桃と申します。よろしくお願いたします。早速ですが資料2のP6-1、様式1-2をご覧ください。事業名は道路改築事業でございます。箇所名は、一般国道361号、木曾町姥神峠（延伸）でございます。

事業目的です。本箇所は、地域高規格道路「伊那木曾連絡道路」として、伊那地域と木曾地域を結び、中央自動車道や一般国道19号、一般国道153号と一体となって広域的な道路ネットワークを形成し、地域間の連携と広域交流を促進するための整備道路でございます。受益対象は、車両で、計画交通量は5,800台となります。

事業期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間を予定しております。全体事業費は130億円です。

事業内容は、道路改築工で、延長が3.5km、車道幅員7m、全体の幅員は10.5mでございます。

事業効果ですが、走行時間、走行経費が減少し、医療機関への搬送時間が短縮するとともに、事故や災害等による交通規制が減少します。また、本箇所の整備により、「伊那木曾連絡道路」として姥神峠道路の計画区間が完成するため、地域高規格道路としての物流、あと木曾の交流の活発化が期待されます。これにより、木曾地

域と伊那地域では、企業の進出だけでなく、それぞれの就業や商業施設、観光施設の利用の促進を含めた生活圏の拡大が期待されます。

次に、資料右上の図面と写真がございます。ご覧ください。本箇所は、位置図及び平面図のとおり、木曾地域と伊那地域を結ぶ地域高規格道路「伊那木曾連絡道路」における姥神峠道路、8.1kmの一部となっております。既に姥神トンネルを含む4.6kmは供用しており、写真①の神谷ランプから国道19号の接続までの間を残す状態となっております。なお、権平峠道路7.6kmについては、平成18年度に、既に供用しております。

続きまして、本事業の周辺環境について説明させていただきます。本箇所は、国より平成7年の整備区間指定を受け、平成14年度に事業着手しておりましたが、前述した権兵衛峠道路及び、先行着手していた姥神峠道路の4.6km区間が開通、供用したことにより、地域交通のネットワークを形成する道路としては、現道を活用することで、既に一定レベルの機能を有しているのではないかという判断から、平成23年度の事業再評価結果を受け、一時休止となっております。

しかし、事業休止以降、木曾地域と伊那地域の観光客の増加、木曾地域から伊那中央病院への往來の増加、さらに国際海上コンテナ車を通行可能とする「重要物流道路」の制度の導入といった社会情勢の変化が生じてきております。近年では、異常気象による被災規模が拡大傾向にあり、令和2年7月豪雨では、のり面崩壊で、現在もそうなのですが、通行止めが続いているなど、道路状況についても変化が生じているところでございます。こうした社会情勢や、交通の安全性が変化してきたことを踏まえ、改めて地域高規格道路として整備が必要であると判断し、事業を行っていくものでございます。

続きまして資料2、P6-2、様式1-3、評価シートについてご説明いたします。必要性につきましては、インターチェンジや医療施設への2次アクセス道路となっており、得点は72点となります。

重要性につきましては、県の第1次緊急輸送路に指定されており、得点は90点となります。

効率性につきましては、B/Cが1以上あり、得点は75点となります。

緊急性につきましては、土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地域に指定されており、得点は85点となります。

計画の熟度につきましては、既に地域高規格道路整備区間として、関係者以外にも広く周知されており、また期成同盟会等による合意形成も図られているため、得点は85点でございます。

以上のことから、総合評価は82点となり、A評価となっております、

もう一度、資料2のP6-1にお戻りください。資料左下、事業を所管する建設部公共事業評価委員会の意見及び長野県公共事業評価委員会の意見とも、記載のとおり、やはり再開が妥当との判断でございます。

それと、続いて資料3、P7-1、様式2-2をお願いします。本事業は、一般

国道153号の飯田市、飯田北改良で行われている道路改築事業です。

計画の概要でございますが、全体延長は2.6km、幅員については、標準断面のとおり、車道3.5mの幅の4車線、中央分離帯が2m、路肩、左右とも1.25m、自転車・歩行者道が左右とも3.5m、全て合わせますと全幅で25.5mの計画となっております。

採択年度は2016年度で、完成年度は2027年度でございます。当初からの工期の変更はございません。全体事業費は130億円でございます。こちらも変更はございません。2021年以降の残事業費は99億7,100万円です。2020年度末の進捗率は全体で23.3%、うち用地の進捗率は24.5%でございます。

評価対象事業の事由は、事業採択後5年を経過した時点で継続中の国土交通省所管の補助事業を再評価するというものでございます。通常の再評価は、採択後10年経過しているということで、県事業は行わないですが、当事業は、個別補助の事業ということで、再評価の面については、国土交通省に従い、5年経過で行うものでございます。

続きまして、再評価の判断根拠について説明します。P7-1をご覧ください。左側下段をお願いします。費用対効果の指標として、費用便益比は2.9です。残事業の費用便益比は3.9。

一般国道153号は、名古屋市から塩尻市を結ぶ広域的な幹線道路であり、中央自動車道の通行止め時には代替機能を担う重要な路線でございます。平成31年4月には重要物流道路に指定され、平時、災害時を問わない、安全かつ円滑な物流の確保が求められている路線となりました。

また、第一次緊急輸送路に位置づけられており、当事業により、災害により被災した地域に対する迅速な緊急搬送、救援物資等の輸送の確実性が向上いたします。渋滞解消による所要時間の短縮により、第三次救急医療機関、これは飯田市立病院への救急搬送の安定性向上が図られます。

しかしながら、現道は交通量が多く、慢性的な渋滞が発生し、交通事故の発生も多い状況でございます。また、交通量が多いにもかかわらず、歩道幅員が十分でなく、歩行者にとっても危険な状態となっております。

よって、現在の2車線を4車線に幅員変更する、拡幅することにより、これらの課題解決と、安全かつ円滑な交通の確保によって、伊那谷を南北縦貫する広域的な交通ネットワークの強化が図られ、地域振興や観光の発展にも寄与できるものと考えております。

さらには、リニア中央新幹線（仮称）長野県駅へのアクセス道路となるために、地域間及び主要な観光地へのアクセス強化、地域活性化に寄与すると考えております。

資料右側の当該事業の背景につきましては、ただいまの説明と内容が重複するため、省略させていただきます。

最後に県の評価案について説明します。P7-1の左側中段をお願いいたします。

建設部公共事業評価委員会の意見として、新規評価時と特に変更がなく、事業執行状況も問題がないため、「継続」が妥当との考えであります。また、長野県公共事業評価委員会の意見は、建設部公共事業評価委員会の意見が妥当と判断するものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○永藤委員長

ここで道路建設課の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思います。なお、本日説明がなかった新規評価の2番、道路改築事業、飯田市龍江、再評価の8番、道路改築事業、伊那市栗田～四日市場、再評価の9番、道路改築事業、諏訪市大熊、事後評価の8番、道路改築事業、天龍村～飯田市、十方峡バイパスも道路建設課の対象事業となっております。

なお、久保田委員より事前にご質問を受けておりますので、まず最初に、事前にごいただいたご質問の回答を道路建設課より説明し、その後、対象事業全箇所、6か所のご質問も受けますのでお願いいたします。それでは、質疑応答の時間は18分程度でお願いいたします。それでは、最初に、事前にごいただいたご質問の回答を、道路建設課よりご回答をお願いいたします。

#### (道路建設課)

承知しました。事前の質問についてお答えいたします。新規6、道路改築事業、一般国道361号、姥神峠道路延伸についてのご質問をいただいております。内容は、木曾から伊那中央病院への救急搬送者数を教えてくださいとのご質問でした。

このことについて、木曾広域消防に確認しましたところ、年ごとにばらつきはございますけれども、例年、30人から40人程度の救急搬送がされているということでした。最新の情報として、令和元年は45人とのことでございます。

社会情勢の変化として考えますと、木曾広域消防関連の年間救急搬送数は約1,400～1,500程度で横ばいとなっております。その中で、伊那中央病院への搬送は、伊那木曾連絡道路の開通から始まりまして、平成27年までは例年30人前後であったの対し、平成28年の64人を筆頭に、それ以降は50人前後というように、近年は増加の傾向にあるとのことでした。以上であります。

#### ○永藤委員長

それでは、そのほかの質問をお受けいたします。お願いいたします、委員の皆さん。はい、では高瀬委員。

#### ○高瀬委員

今の姥神峠道路の話なんですけれども、もともと権兵衛ができるときには、木曾から塩尻のほうの病院へというところが、権兵衛ができたので、伊那中央病院が使えるという話になっているんですよ。その代替手段が、この姥神のところが例え

ば通行止めになったときに、代替の病院がそのまま伊那中央病院になるというのも、何かちょっとおかしなど、おかしなど言ったらおかしいですけども。わざわざそれだけの迂回の、何分かかるからというような論点は、ちょっと違うのではないかなとも思います。

これ、多分、もともとその権兵衛トンネルのときの資料というものが、ある程度、念頭にあってつくられて、それにならってつくっている部分もあったりするので、恐らくこんなふうになってしまうんでしょうけれども。何かちょっと、権兵衛トンネルのときは、確かにこれぐらいの大きな話になるでしょうけれども、今回、その姥神トンネルの場合は、そこまでのものではないですよ。だからB/Cもこのぐらいしか出ないんですけども。そうはいつでも必要なのは分かるんですけども。もう少しこう、何か工夫して書かれるといいのかなと思ったんですけども、何分よろしくをお願いします。

○永藤委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

○道路建設課

参考にさせていただいて、はい、ありがとうございます。

○永藤委員長

ほかの委員からご質問がありますでしょうか。では私からよろしいでしょうか。再評価の8番なんですけれども、意見です。質問ではありません。P8-3にもいろいろ書いてあるんですけども、結局、住民からの要望で変わったとか、それからのり面の亀裂があって変更したからとか、それから路床の入れ替えの入替工が増えたとかって、結局、前もったしっかりとした計画性というか、調査というか、何かそういうのがしっかりやってなければ、なかなかここまでということを感じるんですが、いかがでしょうか。

○道路建設課

はい、ご意見、ごもっとものところがございまして。ある程度こう、現場に入っていくって、よく都市計画で上幅決定みたいなものがあるんですが、道路の幅は決まっているんですが、その横の設計をもっと早くやっていたらこんなことは起きないだろうというご意見だと思います。まさにそのとおりでございまして、今後、そういうご意見を考えながら、前もってしっかり準備をしていきたいと思っております。

○永藤委員長

現場へ行ってちゃんとやってくれたということの証左でもあるので、すみません、嫌らしいことを言っているわけではないので、申し訳ありません。ほかにご意見あ

りますでしょうか。それではないようですので、ありがとうございました。

続きまして、砂防課からの説明をお願いいたします。説明時間は、おおむね5分以内をお願いいたします。

(砂防課)

それでは説明をいたします。資料3のP1-1、今、画面に出しているものになります。申し遅れました、砂防課の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本事業は、小谷村梅池で行っている地すべり対策事業でございます。変更後の全体計画につきましては、集水井16基、集水ボーリング27,200m、それから排水ボーリング1,600mです。全体事業費は21億1,000万円になっています。令和2年度末の進捗率は59.6%で、用地の進捗率につきましては100%となっております。当初事業費からの増加総額は11億1,000万円で、増加率としては、211%になります。

費用対効果につきましては、下の段に下りまして、事業全体で5.7、残事業では18.3となっております。令和3年度以降、残っております事業は、本工事の集水井及び水路工になります。

本事業の概要を説明いたします。P1-2の流域概要図をご覧ください。梅池地すべり地は、小谷村の楠川上流域に位置し、スキー場で有名な梅池のエリアになりまして、標高1,200から1,600mの南東斜面で発生したものでございます。保全対象は、人家が67戸、国道148号、JR大糸線、梅池スキー場、村道などであります。

右側の平面図にお示ししますとおり、長さは1,100m、幅が600mでございます。もともとこの地は、氷河堆積、北アルプスを背景にした氷河が発生しているところでありまして、それらの氷河堆積物で発生した地すべりと推定しておりまして、写真①から④にあるとおり、村道等に変状が出ているものです。

続きまして、資料のP1-3によりまして、事業内容の変更の理由を説明してまいります。P1-3、平面図をご覧ください。この事業は、実はⅡ期目に入っておりまして、まずⅠ期目としては、平成7年7月の豪雨を契機といたしまして、発生した地すべりに対して、平成11年から20年の間に第Ⅰ期事業を行い、またその間、災関地すべり対策事業を加えて、白抜きで示しておりますこの扇状のもの、白抜きの、この後、扇というふうに呼んでまいりますけど、白抜きの扇の集水井を15基設置して、その後も地すべり活動の観測を継続してきております。

平成20年の段階には、地表の移動量が減少傾向に転じたんですが、その後も、融雪期や降雨のときに地すべり活動が継続しているということが確認されました。そういった状況なものですから、第Ⅱ期の事業として、平成24年度、事業を再開したものです。

本事業におきまして、このⅡ期事業におきましては、最初に、より効果的な地下水排除計画を立案するために、地下水流動調査を実施しております。この地下水流動調査の結果が、この紫色の矢印で示されております。このあたりに地下水の主な

る流動があるというものですけれども、この地下水流動調査の結果をもとに、黒で示している扇の集水井10基を計画し、現在までに6基、完成しておるものです。ちなみに枠で赤く囲ったり、緑で囲ったりしているものが、まだこれから実施するものになります。

これらの6基の集水井の結果、グラフ①、真ん中に示しておりますけれども、北俣ブロックとAブロックの東側では、地下水位が低下する効果を確認しております。しかし、その右側のグラフ②にありますとおり、上のBブロック及びAブロックの西側、薄く緑色でハッチングしてありますけれども、このエリアについては地下水位が下がっておらず、この左下の平面図の下の箱、GPS観測点と示しているところの移動量を括弧の中に入れてありますが、まだ地すべり活動を継続し、地表移動量として、年間最大11cm程度の動きがあるという状況が観測されております。このため、さらなる全体的な地下水位低下を図って移動量を抑制するために、新たに、ピンクといいますか、紫で示した扇の集水井6基を追加する計画に、昨年度、見直しを行いました。

右中ほどの事業費対比表をご覧ください。この集水井6基の増設、並びに集水井1基当たりの単価が増加したことに伴って、事業費が11億1,000万円増となります。集水井1基当たりの単価につきましては、当初は約9,000万円と想定しておりましたが、当初の想定よりも土質が硬い状況でありましたために、1基当たり1億2,400万円となりまして、事業費の増の要因の一つとなっております。

最初のP1-1にお戻りいただきまして、所管の意見を申し上げます。所管の意見といたしましては、当地域では地すべり活動が一部継続しているが、これまで施工を行った範囲では対策の効果は確認されておると。土砂災害から人命を守り安全・安心を確保する観点からも、事業の必要性が高いため、「継続」が妥当と判断する。本事業についての再評価案は「継続」でございます。説明は以上になります。

#### ○永藤委員長

ここで砂防課の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思います。なお、本日説明がなかった再評価の2番、砂防事業の小谷村月岡、3番、砂防事業、長野市上石川、4番、砂防事業、下諏訪町高木、5番、砂防事業、高山村水中、事後評価の1番、地すべり対策事業、長野市下奈良井、それから2番の急傾斜地崩壊対策事業、千曲市屋代駅裏、7番、砂防事業、木曾町平栃も、砂防課の対象事業となっております。

なお、久保田委員より事前にご質問を受けておりますので、まず最初に、事前いただいたご質問の回答を砂防課より説明していただきまして、その後、対象事業全箇所、8か所のご質問を受けますのでお願いいたします。質疑応答の時間は22分程度でお願いいたします。それでは、最初に、事前いただいたご質問の回答を砂防課よりよろしくお願いいたします。

## ○砂防課

いただいたご質問は、砂防事業の大沢川に関することとあります。大沢川の資料につきましては、資料3のP4-1にございます。いただいたご質問は、この当該事業の背景の中で、事業経緯の一番下、住民要望とその対応というところで、平成18年7月豪雨、平成26年神城断層地震、令和元年東日本台風等というふうに記載されておるけれども、この平成26年神城断層地震は、誤りではないかというご質問をいただいております。

ご質問の趣旨といたしまして、こちらのほうでは、神城断層地震は、当然、小谷あるいは白馬というところの被害であるので、この地域と関連しないということで、地元からそういう話が出なかったんではないかというような理解でございますけど、もし違ったらご訂正をお願いしたいと思います。

そういう理解の中で、回答ですけれども、こういった形でこの住民要望があったかということについては、毎年、町を通じて地元要望として要求をいただいておりますけれども、その中で、こういった、高木地区は非常に人家も多く、山をしょっている状況の中で、やはり近年、多くの災害が発生していて非常に怖いので、早期に事業を進めてほしいという趣旨の要望をいただいております。

そういった中で、具体的な災害の名称は事細かにあるわけではないですけれども、やはり18年7月のこの諏訪地域を襲ったものもそうですが、やはりその後も、この挙げているような被害が各地で起きておまして、そういった状況がやはり不安を呼んでいるということを具体的に表すために、これらの災害の文言を入れさせていただきます。

いずれにしても、神城断層地震においても多数の土砂災害が発生する、東日本台風も同様であるということで、その辺の、住民の不安がこういったところから出ているのかということをお示しするために、例示をしたものでございます。説明は以上でございます。

## ○永藤委員長

それでは、その他のご質問をお受けいたしますのでお願いいたします。ないでしょうか。では私からよろしいですか。

砂防事業の再評価の2番から、ずっと砂防事業の堰堤の話は、透過堰堤のことがいっぱい出てくるんですけれども。例えば2番では透過堰堤で、また3番も透過堰堤が出ております。3番の透過堰堤の場合は、P3-3ですかね、そこにあるとおり、その上のところにあるけれども、堰堤構造を透過型に変更、除石のための管理用道路を新たに計画ということで、管理用道路をつくりましたというのがあります。2番ではその様子が見られません。それから6番かな、6番にまたつくったというのがあるんですけれども、確認、ちょっとできませんけれども。いずれにしても、あるものとないものというのが出てくるんですが、その違いというのはどこにあるのでしょうか。

○砂防課

まず、P 3-3については、管理用道路があると。そして、6番ということは、P 5-3でよろしいですね、P 5-3にも管理用道路がある。

○永藤委員長

そうですね。

○砂防課

それから前に戻って・・・

○永藤委員長

2ではあるんですけど、このP 3-3には、平成28年改定で、しっかりと技術指針で計画しろというふうに出ているんですが、2では出てないという。

○砂防課

P 2-3でよろしいですね、月岡の部分ですね。図面には、直接、平面図のほうには記載してないんですけど、全体図のほうに工事用道路を、P 2-3ですが、この全体図のところに、工事用道路として開設する道を記載させていただいております。

○永藤委員長

要するに、工事用道路が管理道路になるということですか。

○砂防課

それはそのまま兼用で、これを用いて管理をするという形になります。いずれにしても、透過型堰堤につきましては、土石流対策として捕捉量を確保するために、ふだんは空けておくという趣旨でやるわけですけれども。先般、飯山の土石流もそうなんですけど、大きなものが来ると1回で満タンになる。それを、こういった工事用道路を使って、堆砂したもの、あるいは詰まった流木を撤去することによって、また機能を回復するという前提で、設計・施工をしておるところでございますので、基本的には管理ができるようにつくっております。

○永藤委員長

分かりました。ほかにご質問はありますでしょうか。私からもう一つ、よろしいですか。先ほどの小谷村の梅池の話ですけれども、ここに地下水流動経路がこう書いてあるんですけども。非常に地下水の変動数だとかいろいろなところが書いてあって、その比較をもって、ここにつくる、つくらないということを断定されてい

ますけれども。今、いろいろなところで地すべり面の間隙水圧なんていうのも注目されていますけれども、そういう部分ではどうなのでしょう。

どっちかという、地すべり面の間隙水圧のほうが、例えば透過性だとか、土の透過性とかにあまり影響を受けないでしっかり調べられるというのが出ているんですけれども。この辺、ごめんなさい、文句をつけているわけではないんですよ。P1-3の上のところに、土が変わったって書いてありますよね、レキ質土から玉石混り土だとか、この辺も透過性が変わっているという意味になっていくんですか。

#### ○砂防課

そうですね、土質にもよるんですが、地すべり面において間隙水圧を比較して、すべり面としていくというやり方もありますけれども、ここに関しては、非常に、透水性がいいものと悪いものが混在している関係で、地下水流動はあるということで、イオン分析等を行って水の流れをつかんでいるところです。間隙水圧も一つの手法としてあろうかと思しますので、今までの分析経過をちょっと確認しながら見ていきたいと思えます。

今回は、全体の流量、まず水の流れを見ていく。どれだけ効果的に取れるかということに主眼を置いてこういった調査をやり、実行してきております。やはりその前回の第I期の部分でつかみきれなかったという反省で、こういった手法を取っておるところでございます。

いずれにしても、当初の計画の10基が、まだ、今のところ6基ということですが、これからまた追加していく中で、地下水の動きをしっかりと見て、その後、また動き等を見ながら、場合によっては、そういった物性的な分析というものも追加していく必要が出てくる可能性についても、また確認してまいりたいと思えます。以上です。

#### ○永藤委員長

すみません、そういうことでよろしく願いいたします。うまく反映する場合としない場合があるというのを、ちょっとどこかで読んだものですから、申し訳ありません。では、よろしく願いいたします。ほかにご質問ありますでしょうか。それでは、ありがとうございました。

続きまして、公営住宅室からの説明をお願いいたします。説明時間は、おおむね5分以内をお願いいたします。公営住宅室、よろしく願いいたします。

#### ○公営住宅室

公営住宅室です。すみません、今日はよろしく願いします。資料3のP11-1をご覧ください。本事業につきましては、安曇野市豊科田沢にあります県営住宅アルプス団地の建替事業でございます。

本事業の概要であります、老朽化が激しい既設低層住宅、39棟あったところな

んですが、そちらを鉄筋コンクリート造の中層建てのほうに7棟142戸に建て替えを行うものでございます。併せて、集会場や児童遊園など地域コミュニティの形成に資する施設、そのほかに入居者用の駐車場設備などを整備するものでございます。団地全体の事業費としましては、29億2,100万円でございます。令和2年末の進捗状況としましては、77.1%です。事業の増は、主に省エネ性能の向上など、建物の仕様見直しによるものでございます。

資料左側中央で、B/C、費用対効果の関係でございます。事業全体のB/Cは1.00、残事業につきましては1.16でございます。

資料、P11-2をご覧ください。位置図でございます。県営住宅アルプス団地は、長野自動車道安曇野インターとJR篠ノ井線田沢駅の間に位置しております。周辺には、県営住宅の見岳町団地、駅西団地、吉野団地の3つの小規模な団地があり、これらの団地の入居者を、本アルプス団地に移転集約を図るものでございます。

合わせて、横の概要図をご覧ください。県営住宅アルプス団地の図面上、下側、西側になりますが、こちらに安曇野市の市営住宅アルプス団地があり、こちらの入居者も県営住宅に受け入れることとしております。そのため、本事業につきましては、安曇野市さんとの共同による建替事業となっておりますものでございます。

2021年、令和3年度になりますが、それ以降に着手する残事業につきましては、3階建ての18戸、7号棟と呼んでおりますが、そのほか、集会場のほか、周辺整備を行うものでございます。

資料、P11-3をご覧ください。建設の充当分につきましては、外断熱工法や、また複層ガラスの採用、高効率の設備の設置など、省エネに努めております。また、併せまして県産材を取り入れるなど、政策誘導も積極的に行っているところでございます。

P11-1にお戻りください。事業を所管する建設部の公共事業評価委員会において、そして県の同委員会の意見ともに、老朽化が激しい住宅の居住環境の改善を図る建替事業であり、さらに市内の小規模団地の集約化とともに、所在する自治体、安曇野市さんになりますが、こちらとの共同事業であることから、事業の必要性は高いため、「継続」が妥当と判断するものでございます。

本事業についての再評価案は「継続」でございます。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

#### ○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、ここで公営住宅室の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思います。なお、公営住宅室の対象箇所は、説明した1か所になっております。質疑応答の時間は5分程度ですが、よろしくお願ひいたします。ありますでしょうか。どうでしょうか。

すみません、では私から。全然、大事な質問じゃないんですが、P11-2のところのこの家賃の平均というのは、これ、右側に1階建ての平均とかと、これは6,500

円から2万2,470円に変わるという意味でしょうか。

#### ○公営住宅室

県営住宅、また公営住宅というものにつきましては、入居者さんの応能応益ということで、所得の低い方については低い家賃、また所得がちょっとある方については高い家賃というような形になっております。今回、お示しをさせていただきましたのは、今、上のほうにあります6,590円、こちらは、所得が、入れる中で一番低い方についてはこちらのほう、6,590円という形で、古い住宅がそんな形で算定されております。下のほうにあります2万2,470円、こちらは、同じ階層の人が、建て替えによって新しい団地に移った場合、こちらのほうの家賃を納めていただくというようなところで、明記をさせていただきました。

#### ○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご質問がありますでしょうか。はい、柳田委員。

#### ○柳田委員

大変ご苦労さまでございます。県営住宅を整備される中で、各地、いろいろな計画が進んだり、要望があるけど、なかなか難しいということもあつたりするんですけども。また、周辺に市営団地があつたりとか、今回もそういうケースですけれども、そのときの駐車場整備について、市で持っている目標値と、県で持っている目標値のずれがあつたりする。実際、充足も違つたりする。県全体の事情と、このアルプスについての事情というんですかね、状況について、ちょっとご説明いただければと思います。

#### ○公営住宅室

確かに、駐車場というのは大切なものだとということで考えておるんですが、現状、低層の建物が多い県営住宅としましては、非常に充足率が低い状況になっております。ですので、今、新しいものについては、充足率としますと、1対1ということで、1世帯に1台は確保していこうというような形で対応しております。

今回の団地につきましては、こちらも原則1軒に1台というようなことで考えておるんですが。来賓用ということ、または、例えば高齢者の方ですと、デイサービスの関係でどうしても車を呼びつけなくてはいけないというような中で、予備用に、1棟に大体2台から3台程度を設置するような形を考えて整備しております。ですので、周辺の市町村さんとのずれがあつた場合については、こちら、あくまでも共同建て替えというような形でやらせてもらっているところもありますので、十分にそちらの意向を加味しながら、整備をしていくというようなところになるかと思えます。

○柳田委員

はい、結構です。

○永藤委員長

ほかにございませんでしょうか、はい、では熊谷委員。

○熊谷委員

ご説明、ありがとうございます。私はちょっと初めてで、これ、継続案件なので、事業評価とあまり関係のないご質問になるかもしれませんが。割と、先ほどの豊科駅とか、駅近の小さな県営団地のほうから移転をして、こういう郊外型の大規模な団地のほうに移していくということで、居住環境はすごくよくなると思うんですけれども。ちょっと先ほども出ていた高齢者の方とか、駅に近くて中心市街地に近いようなところにコンパクトに住めるというような政策からすると、なかなか住みにくくなってしまうのではないかなというような感じもするんですけれども。そのあたりの、県営住宅のこういう集約化というんですかね、そのあたりのお考えをちょっとお聞きできればと思います。それから、この跡地みたいなものは、どのような活用をされるのでしょうか。

○公営住宅室

まず、集約という考え方なんですけれども、実際、非常に駅の近くということで便利などころではあるんですが、県としましては、大体、おおむね50戸以上の管理の団地に集約をしていきたいというような形で考えております。というのも、やはり小規模というのは、それ、1戸ずつ回っていても、また管理面においてもちょっと不利なところがありますので、入居者さんのご理解をいただいて、大きい団地のほうに移っていただくというようなところでやっております。

また、今回についてもそうなんですが、都市計画の上では、居住誘導地域ということで、もともと住宅を都市計画の中で集めていくというようなエリアになっておりますので、そういったところを中心に、建て替えのもととなるところを、選定をさせてもらっているところでございます。

そして、あと交通の利便性というような形になりますと、やはり、今回、コミュニティバスというのも頻繁に通っている立地になっておりますので、そちらについては、大きい支障がないというようなところを選定させてもらっているところだと思っております。

跡地利用につきましては、現在、これ、建て替えをするということで、資料P11-2のところでも出させてもらっておりますが、こちらのほう、実際、用途廃止ということで、跡地が建て替えによって発生しております。こちらについては、今、県営住宅としては充足していると、数としては充足している、公営住宅としても充足しているというような状況になっておりますので、この後、今のところは、まだ、

こういった形で活用していくというのは、県のほうでは意向はないんですが、市町村に聞いたり、また場合によっては、この後、民間のほうに売却をしていくというように考えております。公営住宅としては、今のところ、この数で十分だというようなことで考えております。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。

○熊谷委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

ほかにご質問はありますでしょうか、はい、では久保田委員。

○久保田委員

久保田ですが、過年度においても、公営住宅の建て替えの案件とかあったと思うんですけど、前はあまり気にもしていなかったんですけども。公営住宅については、福祉的な政策の意味もありますので、あまり費用対効果の点を強調するのはあれかと思えますし、その中でも効率的に行うというのは必要になると思うんですけど。非常に基礎的な質問で申し訳ないんですけど、この公営住宅の建て替えにおける費用対効果の効果というのは、簡単にいうとどうやって算出するんですか。

○公営住宅室

費用対効果、B/Cとしましては、まずBの便益としましては、住宅の家賃、そして駐車場の使用料相当額を見込んでおります。またCの費用としましては、今回は建て替えというような形になっておりますので、団地の建設費のほかに、既存の住宅を解体するといったところを見込んでおります。加えて、建物としましては、耐用年限47年ということになっておりますので、こちらの間の修繕、またはその管理費を見込んでおるところでございます。ですので、ちょっと若干低めな数字にはなるかと思っておりますが。

先ほども言いましたように、B/Cのほかには、建て替えによって構造的に安全性が確保されたというようなところもあります。そういう意味で安全性の確保。そして、地域コミュニティとして集会場や児童遊園等をつくれますので、そんな地域的波及効果というようなものを見込んでおります。また、県産材を利用する、また省エネ化を進めていくというようなことで、政策誘導効果というようなものが十分生まれているというようなところで、判断をさせてもらっているところです。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

それでは、ちょっと長時間になりましたので、休息タイムを取りたいと思います。今、28分ですが、40分まで、10分間の休息を取りたいと思いますが、よろしく願いいたします。40分から開始させていただきます。

(休 憩)

○永藤委員長

それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、始めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、森林づくり推進課から説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○森林づくり推進課

それでは、事後評価、治山事業の説明をさせていただきます。林務部森林づくり推進課治山係の吉山と申します。よろしく願いいたします。それでは資料4、P5-1をご覧ください。

本事業は、上高井郡高山村で実施した治山事業の大沢地区です。本事業を実施するに至った背景ですが、平成18年4月の融雪・豪雨より、県道わきの沢の上流部で山腹崩壊が発生し、県道の被災が危惧されたことから、当該事業により崩壊地の復旧と荒廃溪流の整備を図ったものです。

本事業の最終実績であります、事業概要欄に記載のとおり、平成22年から26年までの5年間で実施しており、総事業費は2億430万円余り、事業内容は、谷止工の新設1基、嵩上げ1基、増厚2基、ほかに山腹工事を実施しております。費用対効果B/Cは、当初が1.30で、評価時で1.05です。

当初の事業費からの総増加額は9,930万円余り、また工期は2年間延長しております。これらの理由としては、事業制度の変更により計画に長寿命化対策を盛り込むことが可能になったため、計画を再考し、谷止工の新設、増厚を追加したことにより、施工期間の延長、事業費の増となったためです。

それでは、P5-2をご覧ください。主な箇所荒廃状況と事業実施の状況の写真になります。右中段の写真は崩壊地の復旧状況になります。右下の写真は、既存施設の長寿命化対策を施したものになります。対策工により、保全対象の安全が確保されている様子をご覧いただけるかと思えます。

それでは、P5-1にお戻りください。①事業効果の発現状況についてご説明いたします。直接的効果ですが、事業完了後、昨年度の台風時には土砂を捕捉し、土砂流出被害はございませんでした。間接的効果ですが、荒廃地が復旧することで、地域の安全・安心な生活環境の向上に寄与していると考えられます。

シートの右上、②をご覧ください。事業の実施に伴う自然環境等の変化ですが、

山腹工事や景観工事により緑化が進み、自然環境の維持向上に寄与していると判断しております。

③施設の維持管理状況ですが、県の現地機関が定期的に点検を実施しており、適切に管理している状況と判断しております。

④地域住民等の評価ですが、地域住民の方からは、土砂流出の危険性が低くなったため、安心して県道を往来できると高い評価をいただいております。

改善措置の必要性ですが、谷止工の袖部に、一部、小崩落を確認しております。大きな崩壊につながるものではないため、継続して点検をしておりますが、今後、拡大崩壊が確認された場合は、治山事業を検討してまいります。

今後の取組ですが、定期的な施設点検や維持管理を進めるとともに、類似した復旧計画の立案時には、本件同様に、長寿命化対策を併せて検討していきたいと考えております。

最後に、事業を所管する林務部事業評価委員会の意見では、崩壊地の復旧に併せて施設の機能強化・老朽化対策を実施し、現在も問題なく機能しており、事業目的が達成され、地域住民の評価が高いなど、総合評価Aが妥当と判断されております。また長野県公共事業評価委員会の意見も妥当であると判断されております。説明については以上です。

#### ○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、ここで、本日説明がなかった事後評価の4番、治山事業、南木曾町柿其、それから6番の治山事業、安曇野市富士尾沢も、森林づくり推進課の対象事業となっております。こちらのご質問も受けますのでお願いいたします。質疑応答の時間は9分程度でお願いいたします。どうでしょうか、ありますでしょうか。

それでは、一般的な質問でよろしいでしょうか、これだけではなくて。橋梁でも長寿命化ということをよく言われているんですけども、ここの治山、この谷止工だとか、いろいろなことで、大分、寿命を迎えているものが多いというふうに書いてありましたけれども、どういう状況になっているのでしょうか。

#### ○森林づくり推進課

回答させていただきます。昭和30年代・40年代に施工した谷止工においては、特に玉石コンクリートというものが使われているものが多く、表面が劣化したりとか、あと中にはクラックを生じたりしているものがあります。それらのコンクリートの診断をしまして、必要なものについては撤去して新しく新設する。または、そのまま維持が可能なものにつきましては、増厚、前面にコンクリートを張りつけるような形で、新しいコンクリートを前面に張りつけるような形で改修して、維持管理を行っております。

○永藤委員長

ありがとうございました。ご質問はあるでしょうか。はい、それでは、ないならば、ありがとうございました。

それでは、続きまして、農地整備課からの説明をお願いいたします。おおむね5分以内をお願いいたします。

○農地整備課

それでは、事後評価の農地整備課、農政分についてご説明をいたします。資料の4、P10-1をお願いいたします。本事業は、朝日村で実施しました県営かんがい排水事業、朝日地区でございます。

本事業を実施するに至った背景ですが、本地区の農業用水は、全ての水を揚水機場に依存しており、ポンプアップにかかる電気代や、畑地かんがい施設の維持管理にかかる労力や費用が、農業者の大きな負担となっていました。このため、太陽光発電で得た売電収入を電気代や維持管理費に充てることで、農業者の負担軽減を図ることを目的として事業を実施したものです。

本事業の最終実績ですが、事業概要欄に記載のとおり、平成24年から26年までの3か年で実施しており、総事業費は2億2,000万円余、事業内容は、太陽光発電施設一式となっております。費用対効果は、当初1.34、評価時で1.37でございます。当初事業費から428万円の減額となっております、入札差金によるものでございます。

次にP10-2をご覧ください。朝日地区の位置ですが、シートの左上の位置図のようになっております。梓川上流の稲核ダムから取水した農業用水が、右岸上段幹線水路を經由しまして、土地改良区の管理する4か所の揚水機場に供給され、高原野菜を栽培する朝日村村内の畑、333ヘクタールをかんがいでしております。4か所の揚水機場というのは、ピンク色で着色している西洗馬、国営第1、中央、上段でございます。太陽光発電施設は、西洗馬の揚水機場に建設しました。

シートの右上をお願いいたします。太陽光発電施設の仕様、それからパネルの設置状況を掲載しております。調整池の上に太陽光パネルを640枚設置しまして、年間の推定発電電力量は、18万2,426キロワットアワーを見込んでいます。

その下でございますが、事業の直接的効果といたしまして、土地改良区の維持管理費として、ポンプの電気料金、それから畑地かんがい施設の維持管理・保守点検に、年間平均で730万円を要しております。ここに売電収入であります728万7,000円を充当して、農業者の負担軽減を図っております。

また、事業の間接的効果では、調整池が太陽光パネルで遮光されたため、水草等の繁殖が抑制され、調整池のポンプの吸入口の閉塞ですとか、スプリンクラーノズルの目詰まりが減少して、維持管理の負担が大幅に軽減されております。

P10-1をお願いいたします。①の事業効果の発現状況についてご説明いたします。直接的効果ですが、先ほど触れましたように、売電収入を活用して、農業者の負担が軽減されました。また、間接的効果としては、維持管理労力の大幅な軽減に

加えて、二酸化炭素排出量、化石燃料消費の削減に貢献しております。また、再生可能エネルギーを活用した取組が注目され、国内外から視察訪問が多数あります。

シートの右上をお願いいたします。②の事業の実施に伴う自然環境等の変化ですが、太陽光パネル設置を緩傾斜にいたしまして、野菜の生育に配慮しました。

③の施設の維持管理状況は、施設管理者である、長野県中信平右岸土地改良区が維持管理を行っており、発電施設等は、中部電気保安協会が保守点検を行っております。

④の地域住民等の評価は、管理者や受益者の聞き取りによりますと、売電収入の活用により農業者の負担が軽減された、また、水草の繁殖抑制により、畑地かんがい施設の故障が減少したということで、高い評価を得ております。

改善措置の必要性ですが、現時点ではありません。また、地域の改善要望もありません。

今後の取組でございますが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づいた買取期間が令和15年で満了となるため、その後の発電施設の運営について検討していきたいと考えております。

また、太陽光パネルの経年劣化等による発電効率の低下が想定されるため、設備のライフサイクルコストを踏まえた、維持更新計画を作成したいと考えております。

最後に、事業を所管する農政部公共事業評価委員会の意見、長野県公共事業評価委員会の意見とも、記載のとおり、総合評価Aとの判断でございます。説明は以上です。

#### ○永藤委員長

ありがとうございました。ここで農地整備課の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思います。なお、本日、説明がなかった新規評価の5番、県営農村地域防災減災事業、長野市千曲川沿岸更北、事後評価の3番、県営農村地域防災減災事業、箕輪町中井筋も農地整備課の対象事業となっておりますので、こちらのご質問も受けますのでお願いいたします。質疑応答の時間は9分程度ですが、よろしくお願いたします。ありますでしょうか。はい、柳田委員。

#### ○柳田委員

大変、興味深く拝見したところでございます。既存の農業水利施設を利用した点で、発電に加え水草の繁茂が抑制されたことなど効果があったと思います。

水稻栽培では、水温が生育に影響を及ぼしますが、野菜の産地である当地域において、パイプラインによる灌漑方式では水温が上がらないと思いますが、生育に影響を及ぼすのでしょうか。

次に、当地区の事例の他地区への波及についてです。FITによる買取価格や活用する農業水利施設の立地条件にもよると思いますが、県が進める環境配慮も踏まえて、どのように捉えているか教えてください。以上2点です。

#### ○農地整備課

それでは、最初に、かんがい用水の水温の話でございますけれども。水稻ですと、確かに水温は高いほうがいいということで、農地整備課でもため池やファームポンドをつくりまして水温を上げるということをやっております。ただ、水稻につきましても、最近では、温暖化の影響で、むしろ夜間は水温を下げなければいけないというようなこともありまして、わざわざ開水路をパイプラインにして夜間にかんがいを、水温の低いときにかんがいをするというようなこともございます。

また、果樹や高原野菜につきましても、水温については、高いよりは、低いほうがいいと認識しておりますので、水温については、屋根をかけたことによる問題はないと思っております。

それからほかの事業への波及ですけれども、実は、このようにかんがい施設に屋根をかけ、太陽光パネルを設置した事業は、もう一つ、川上村の大深山という地区がございまして、そちらはもともと屋根がかかったところにパネルを設置したものですから、経済的にできております。

やはり、先ほどの水温の話もでございますけれども、調整池の上に屋根をかけると、どうしてもお金がかかってしまいますので、そこが、費用対効果では課題になるのが一つです。それから、この朝日地区につきましても、FITができた平成24年の7月1日に、すぐに事業申請をしたものですから、単価が税抜きで40円という非常に高い単価で、20年間、買い取っていただけるようになっています。ただ、現在2020年の買取価格というのは、税抜き12円と、かなり低くなってしまっています。屋根をわざわざつくってパネルを設置し、売電するというのは、経済的にはメリットが小さいと思います。むしろ、もともと屋根があるところにパネルを使って売電をするというのであれば可能性があると考えております。

県としては、環境部で太陽光パネルの設置につきましても、次の温暖化計画でも盛り込んでおりますけれども、農政部ではこういった大規模な施設というのは、これからは難しいという認識です。

#### ○柳田委員

ありがとうございました。

#### ○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご意見はありますか、ご質問。では熊谷委員。

#### ○熊谷委員

ご説明、ありがとうございます。最近、こういう田園部で、畑や田んぼの上にもこういう太陽光パネルをかけるというような計画が出てきたりしているんですが、

田園環境を観光資源としている地域などでは、景観の問題が、住民から、出てくるんですけれども。朝日村も、田園部が売りのようなところだと思うんですが、何か問題がなかったのかということと、あと、これは非常に一般的な質問なんですけれども、ため池とか、こういう調整池の上に太陽光発電を置くと、一般的な土地の上に建てるよりも、温度差が激しいためなのか、発電効率が低いというふうに聞いたこともあるんですが、そのあたりをご存じでしたら教えていただきたいと思います。

#### ○農地整備課

1点目の景観の話でございますけれども、この朝日地区についてはそういったことはお聞きしておりません。ただ、委員ご指摘のとおり、他の、例えば農政部に相談がある営農型の太陽光発電みたいなものは、太陽光パネルを設置して、その下で作物をつくってもいいと、農林水産省でも推奨しております。これにつきましては、各地域の農業委員会と相談をして、農業委員会の許可をもらいながら、可能であればやっています。ご指摘のとおり、反射で、まぶしいとかで問題になっているケースも多く、基準が必要かなと、個人的には考えております。

それから2点目の発電効率ですけれども、現時点の太陽光パネルの仕様等は正確に認識してないんですが、初期の太陽光パネルというのは、熱に弱いということで、太陽光を集めて発電はするんですけれども、発電効率を上げるには冷やしたほうがいいと聞いております。そのため、農業用水路の上ですとか、ため池、今回の調整池の上にパネルを設置するのは、発電効率としては理にかなっていると認識しております。以上です。

#### ○熊谷委員

ありがとうございました。

#### ○永藤委員長

よろしいでしょうか、はい。ほかにご質問はないでしょうか。よろしいですか、では、ありがとうございました。

続きまして、道路管理課からですが、本日、説明はございません。なお、久保田委員より事前にご質問を受けておりますので、まず最初に、事前にいただいたご質問の回答を道路管理課より説明し、その後、対象事業1か所のご質問を受けますので、お願いいたします。質疑応答の時間は5分程度でお願いいたします。

#### ○道路管理課

それでは、道路管理課の安全防災係、忠地と申します。よろしくお願ひいたします。事前にいただきましたご質問ですけれども、対象事業が事後評価の交通安全施設等整備事業、国道406号、広小路ということでございまして、いただいた質問が、事後評価の表の中の費用対効果の記載がないのはどうしてでしょうかというご質問

をいただいております。

これに対する回答でございますけれども、交通安全事業の便益、ここでいう効果は、既存の「費用対便益分析マニュアル」の「走行時間短縮便益」等の便益で計ることができないということでございまして、交通安全事業ですと、自動車の走行経費の短縮とか、時間短縮といった指標では計れないということで、費用対便益算定の対象とはしておりませんということで、ご回答をさせていただきます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにもご質問があればお受けいたしますのでお願いいたします。ありますでしょうか。ないでしょうか。いいですかね、リモートの方々、ありますか。はい、ないようですので、ありがとうございました。

#### (5) 詳細審議箇所（現地調査箇所）について

○永藤委員長

それでは、新規評価ということで、それでは、新規評価の詳細に審議する箇所の抽出を行いたいと思います。事務局に審議箇所の抽出（案）があるようですので、説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、新規評価の審議箇所の抽出（案）を事務局からご説明いたします。資料5の2ページ目をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず右側の新規箇所の評価実績表でございます。平成24年度から令和元年度に意見聴取を行った事業を記載しております。

令和2年度の評価箇所、令和3年度新規箇所になりますが、現時点で、総事業費が10億円以上の箇所が6か所となっております。左側の表の6か所でございます。左側の1の（1）抽出の考え方、事務局の抽出（案）をお示ししてございます。

資料番号4番の陸上競技場整備事業から、松本平広域公園陸上競技場、それと資料番号6番、道路改築事業から、国道361号姥神峠道路（延伸）の総事業費の大きい2か所を抽出しました。以上でございます。

○永藤委員長

ただいまの事務局（案）を参考に審議箇所を抽出したいと思います。適宜、ご発言をお願いいたします。要するに、4番と6番ということでよろしいでしょうか。

○事務局

そうです。

○永藤委員長

はい、柳田委員。

○柳田委員

新規が6つある中において、やはりこの評価委員会の趣旨からして、事業費というのは重要な観点だと思います。その中で130億円が2つあり、90億円が後に続きますが、基本的にこの4番・6番ということ、事業効果も含めて、事業額が大きいので、この2つを抽出することが妥当だと、この原案に賛成でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかに、委員の方、ご質問はありますでしょうか。大丈夫でしょうか、よろしいですか。

では、ありがとうございました。では、以上の2か所について、第2回以降の審議箇所としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

なお、審議箇所の中で追加の資料請求がありましたらお願いいたします。ということで、ありましたね。先ほど、柳田委員のほうから資料の請求があったので、よろしくお願いいたします。ほかに追加資料はありますでしょうか。これが欲しいとかいう資料がありましたら、どうでしょうか、よろしいですか。

では、事務局で対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。それでは、以上で新規評価の関係を終了いたします。

それでは、次に再評価へ行きます。それでは、再評価の詳細に審議する箇所の抽出を行いたいと思います。事務局に審議箇所の抽出（案）があるようですので、説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、再評価の審議箇所の抽出（案）を事務局からご説明いたします。資料5の3ページをお開きください。上段の令和2年度再評価実施箇所をご覧ください。今年度、令和2年度における再評価実施箇所は11か所、先ほどご説明しました11か所でございます。

この中で、事業進捗が低く、残事業費が多いものを主体に事務局（案）として抽出をします。表の右から2番目の案の欄をご覧ください。事務局の抽出（案）をお示ししております。

資料番号1番の地すべり対策事業から、小谷村梅池、それと資料番号10番の街路事業から、松本市出川～双葉の2箇所を抽出しました。

なお、資料番号の7番なんですが、道路改築事業の飯田市飯田北改良ですが、この事業につきましては、残事業費が一番多いですが、昨年度から用地買収に着手しまして、工事自体はまだ着手しておりません。現時点で、新規評価時の内容と特に

変更がありませんので、計画どおり進捗しているので、詳細審議から除外しております。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局（案）を参考に、審議箇所を抽出したいと思います。適宜、ご発言をお願いいたします。

先ほど事務局のほうからおっしゃっていただきましたけれども、事業進捗の低いもの、それから残事業費の多いもの、残事業の内容などが抽出のポイントであるというふうにご説明がありましたけれども、どうでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

異議なくてよろしいでしょうか。では、事務局（案）のとおりにいたします。1番と、それから10番になりますがよろしいでしょうか。1番と10番です、よろしくをお願いいたします。

それでは、その中で追加の資料請求などがありましたらお願いいたします。どうでしょうか。よろしいでしょうか。では、請求がないみたいですので、以上について事務局で対応をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、事後評価です。それでは、事後評価の詳細に審議する箇所の抽出をしたいと思います。事務局に審議箇所の抽出（案）があるようですので、説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事後評価の審議箇所の抽出（案）を事務局からご説明いたします。同じく資料5の4ページをお開きください。令和2年度、事後評価の実施箇所表になります。先ほど各事業課から説明したとおり、令和2年度における事後評価実施箇所は10か所でございます。

評価監視委員会の皆様には、様々な種類の事業を審議していただきたいと考えておりますので、事後評価につきましては、新規評価、再評価の詳細審議箇所と重複しない事業を抽出いたしました。表の右から2番目の案の欄に、事務局の抽出（案）をお示ししております。

新規評価、再評価では、建設部関係の事業から抽出する案をお示ししましたので、林務部関係の事業として、資料番号5番の治山事業、高山村大沢、それと農政部関係の事業としまして、資料番号の10番、県営かんがい排水事業の朝日村朝日、この2か所を抽出いたしました。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局（案）を参考に、審議箇所を抽出したいと思います。適宜、ご発言をお願いいたします。はい、どうぞ、久保田委員。

○久保田委員

久保田ですが、事務局の着眼点でよろしいのではないかと思いますし、もし、あれですね、治山も3か所ありますけれども、別のところにした場合、もう中信地区しかなくなってしまうので、一応、県全体のことを考えると、この高山村でやったほうがいいのかというふうに考えます。

○永藤委員長

分かりました。ありがとうございます。それでは、ほかにご意見はありますでしょうか。

（「ありません」という声あり）

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局（案）でよろしいとなりますと、5番と10番になりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

はい、ありがとうございました。

それでは、追加の資料がございますでしょうか、請求がある場合にはおっしゃってください。ないようですので、では事務局で対応をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。それでは、事後評価の関係を終了いたします。

（6）その他

○永藤委員長

その他について、事務局よりお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から、今後の予定につきましてご説明させていただきます。今回は、本日抽出していただきました箇所の現地調査をお願いしたいと考えております。日程につきましては、事前に委員の皆様からいただいた日程表をもとに、9月16日の水曜日を予定しております。

それと、事務局として、現地調査の行程案を作成しておりますので、これからちょっと配りたいと思いますので、ご確認をお願いします。

では、リモートの方は、ちょっと画面上で非常に見づらいんですが、また、本日、会議が終わりましたらメールをお送りしたいと思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

事務局案としまして、松本方面の3か所、街路事業の出川双葉線、それと陸上競技場、それと朝日村の県営かんがい排水事業、この3か所の現場を見ていただく案を作成しております。午前中でその3か所を現地調査しまして、午後の時間で詳細審議をさせていただく案としております。その場合は、その詳細審議は第2回の委

員会の位置づけとなります。

それと、10月の委員会なんですが、皆様にも日程についてご照会しましたが、この10月の委員会も第3回の委員会の位置づけとなりまして、事前に皆様からの日程表をもとに調整した結果、10月14日の水曜日で考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございます。事務局より、現地調査と合わせた第2回委員会と第3回の委員会の2点について説明がありました。まず、現地調査及び第2回委員会(案)についてですが、事務局案の候補箇所、第2回委員会の詳細審議でよろしいでしょうか、どうでしょうか。ほかにも見たいとか、よろしいですか、どうでしょうか。リモートの方々、よろしいでしょうか。

それでは、後日、事務局から出欠や集合場所等のご案内をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、2点目の第3回委員会については、10月14日に決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○事務局

本日の資料として用意させていただいた、氏名入りのA3フラットファイルにつきましては、お持ち帰りしていただいても結構ですが、事務局でお預かりします。そのまま置いていても構いません。置いていかれた場合には、事務局のほうで次回委員会までお預かりいたします。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございます。その他、報告事項がなければ、以上で本日の委員会は終了させていただきます。よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。

## 7 閉 会

○事務局

本日は、長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして、今年度、第1回の評価監視委員会を閉会とさせていただきます。皆様もお疲れだと思いますので、気をつけてお帰りいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。